

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	東住吉区青少年海外派遣事業	その他	近畿日本ツーリスト株式会社	3,243,975円	平成25年5月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
2	東住吉区新たな地域コミュニティ支援事業	その他	大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体	7,956,007円	平成25年7月9日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
3	東住吉区地域福祉計画策定事業	その他	株式会社都市空間研究所	2,268,000円	平成25年7月9日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
4	東住吉区コミュニティ育成事業	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	8,577,118円	平成25年7月22日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
5	東住吉区人権啓発推進事業	その他	セントラル映電株式会社	1,350,000円	平成25年10月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
6	大阪市東住吉区内における交通・移動に関する実態調査業務	その他	株式会社都市設計総合研究所	2,541,000円	平成25年12月6日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
7	大阪市東住吉区民等のスポーツ意識調査業務	その他	株式会社経営情報センター	1,701,315円	平成25年12月20日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-

No.1

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区青少年海外派遣事業

2 契約の相手方

近畿日本ツーリスト株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が派遣前から派遣終了後までを通し、事前の研修や派遣先等において本区役所や派遣生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

近畿日本ツーリスト株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所未来戦略課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区新たな地域コミュニティ支援事業

2 契約の相手方

大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体

3 随意契約理由

本業務を実施するに当たっては、主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要であり、専門知識を持った事業者等が地域の実情と課題に合致した支援を柔軟に実施することで地域活動協議会が平成 26 年度以降も自律的に地域活動・運営を展開し、安定的な地域運営の核となることが期待できる。こうした観点から、受託事業者が持つノウハウや、地域活動団体に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所未来戦略課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域福祉計画策定事業

2 契約の相手方

株式会社都市空間研究所

3 随意契約理由

本業務を実施するに当たっては、同様の業務での豊富な実績と専門的ノウハウを有する事業者へ業務を委託することにより、効率的・効果的に事業実施が可能と判断し、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

株式会社都市空間研究所は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9853）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区コミュニティ育成事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務を実施するに当たっては、地域住民が自主的、主体的に取り組むことが肝要であり、日常的なコミュニケーションのもと、地域の実情・実態を踏まえて事業企画や利用調整、管理運営を適正かつ一体的に行うことが必要である。こうした観点から、受託事業者が持つ地域コミュニティ育成に関するノウハウや、地域活動団体に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所未来戦略課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区人権啓発推進事業

2 契約の相手方

セントラル映電株式会社

3 随意契約理由

本事業を実施するには、人権啓発に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから、公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

セントラル映電株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所未来戦略課（電話番号 06-4399-9970）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市東住吉区内における交通・移動に関する実態調査業務

2 契約の相手方

株式会社都市設計総合研究所

3 随意契約理由

本業務を実施するには、主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者が本区役所と連携を密にとって行う必要がある。こうした観点から、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

株式会社都市設計総合研究所は、本業務において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所未来戦略課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市東住吉区民等のスポーツ意識調査業務

2 契約の相手方

株式会社経営情報センター

3 随意契約理由

本業務を実施するには、主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者が本区役所と連携を密にとって行う必要がある。こうした観点から、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

株式会社経営情報センターは、本業務において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所未来戦略課（電話番号 06-4399-9908）